Japan IT Week　Japan DX & AX Week
営業・デジタル マーケティング Week　EC・店舗 Week

【春展】
会 期：2027年4月7日[水]～9日[金]
会 場：東京ビッグサイト
主 催：RX Japan合同会社

【名古屋展】
会 期：2027年7月21日[水]～23日[金]
会 場：ポートメッセなごや
主 催：RX Japan合同会社

【秋展】
会 期：2027年9月8日[水]～10日[金]
会 場：幕張メッセ
主 催：RX Japan合同会社

【関西展】
会 期：2027年11月17日[水]～19日[金]
会 場：インテックス大阪
主 催：RX Japan合同会社

展示小間契約書

当社（出展社）は、上記展示会の展示小間、付随するサービスおよび/またはオプションサービスを、RX　Japan合同会社（主催者）宛に申し込みます。出展社が申込み、主催者が承諾することにより、当社と主催者との間に展示小間およびそれに付随する下記項目に関する契約が成立すること、また、本契約書2ページ目に記載された展示会規約および主催者が必要と認めるその他の追加規約を遵守することに同意します。

申込年月日　　年　　月　　日

□に✓を付けてください ▶　本契約書2ページ目に記載された展示会規約に同意します　□

会社名

責任者氏名　　所属　　役職

所在地　〒　　都道府県　　市区町村

TEL:　　E-mail:

申込内容詳細

出展展示会（□に✓を、【春・名古屋・秋・関西】の会期に○を付けてください）

【Japan IT Week】
- □ AI 駆動開発支援 EXPO 【春・名古屋・秋・関西】
- □ IoT システム開発 EXPO 【春・名古屋・秋・関西】
- □ AI インフラ・データセンター EXPO 【春・秋・関西】
- □ IT エンジニア派遣・育成 EXPO 【春・名古屋・秋・関西】

【Japan DX & AX Week】
- □ AI・業務自動化 展 【春・名古屋・秋・関西】
- □ AI 時代の経営変革 EXPO 【春・名古屋・秋・関西】
- □ BtoB EC・受発注 DX EXPO 【春・名古屋・秋・関西】

【営業・デジタルマーケティング Week】【EC・店舗 Week】
- □ 営業 DX EXPO 【春・名古屋※】
- □ 売れる EC EXPO 【春】
- □ EC 運営・物流改革 EXPO 【春】
- □ 組込み・エッジ AI EXPO 【春・名古屋・秋・関西】
- □ 情報セキュリティ EXPO 【春・名古屋・秋・関西】
- □ 情シス応援 EXPO 【春・名古屋・秋・関西】
- □ 社内業務 DX EXPO 【春・名古屋・秋・関西】
- □ 現場 DX EXPO 【春・名古屋・秋・関西】
- □ DX/AX システム開発 EXPO 【春・名古屋・秋・関西】
- □ デジタルマーケティング EXPO 【春・名古屋※】
- □ 店舗の人手不足対策 EXPO 【春】
- □ 売れる店舗づくり EXPO 【春】

※名古屋展は、Japan DX & AX Week 内での開催となります。

① 出展スペース　16.2㎡（1小間）以上でご出展の場合はスペース渡しプラン、8.1㎡（0.5小間）でご出展の場合は主催者指定の装飾を含むエントリー出展プランにご記入ください

スペース渡しプラン　1小間スペース=〔6.0m×2.7m=16.2㎡〕（スペースのみのお渡しです。基礎装飾は一切含まれていません）

春展　小間数　× ¥1,250,000（単価）+　角小間数　× ¥100,000（単価）※ =¥
名古屋展　小間数　× ¥1,200,000（単価）+　角小間数　× ¥ 50,000（単価）※ =¥
秋展　小間番号:　小間位置のスペース:　㎡　小間料金: ¥
関西展　小間番号:　小間位置のスペース:　㎡　小間料金: ¥

エントリー出展プラン　0.5小間=〔3.0m×2.7m=8.1㎡〕（本プラン指定の小間およびレンタル装飾が含まれる仕様です）

名古屋展 □デザインタイプ（¥910,000）　□Aタイプ（¥910,000）　□Bタイプ（¥840,000）　+ 角小間数　× ¥50,000（単価）※ =¥

※　該当しない場合は返金させていただきます。また、該当した場合は追加で請求させていただきます。

小計　春展① ¥　　名古屋展① ¥　　秋展① ¥　　関西展① ¥

② 特別出展コーナー小間料金　1枠=4.05㎡（装飾パッケージ付）　ご希望のプランに☑を、会期に○を付けてください

□ Japan Startup Summit※（ジャパンスタートアップサミット）（¥400,000）　【春・名古屋・秋・関西】

小計　春展② ¥　　名古屋展② ¥　　秋展② ¥　　関西展② ¥

※ご出展申込の条件は、2027年開催の展示会は2020年1月以降設立となります。

③ ExpoMaster（RXデジタルプラットフォーム）プラン　申込必須となります。ご希望のプランに☑を付けてください

春展	□ プレミアム（¥650,000）限定6社	□ スタンダード（¥150,000）	□ ベーシック（¥50,000）
名古屋展	□ プレミアム（¥650,000）限定6社	□ スタンダード（¥150,000）	□ ベーシック（¥50,000）
秋展	□ プレミアム（¥650,000）限定6社	□ スタンダード（¥150,000）	□ ベーシック（¥50,000）
関西展	□ プレミアム（¥650,000）限定6社	□ スタンダード（¥150,000）	□ ベーシック（¥50,000）

共同出展社がある場合、☑を付けてください。※
- □ 共同出展あり（¥50,000）
- □ 共同出展あり（¥50,000）
- □ 共同出展あり（¥50,000）
- □ 共同出展あり（¥50,000）

※共同出展社の社数にかかわらず、一律¥50,000が加算されます。

小計　春展③ ¥　　名古屋展③ ¥　　秋展③ ¥　　関西展③ ¥

④【スペース渡しプラン専用】レンタル装飾　ご希望のタイプに☑を付けてください　（スペース渡しプラン向けの任意オプションサービスです。スペース渡しプランの小間料金には基礎装飾は含まれません。単価は16.2㎡[1小間スペース]あたりの料金です。）

春展
□ デザインタイプ（単価¥620,000）　□ デザインタイプPLUS（モニター）2小間限定（1小間あたり¥935,000）　□ デザインタイプPLUS（パネル）2小間限定（1小間あたり¥835,000）
□ デザインタイプPLUS（2面グラフィック）2小間限定（1小間あたり¥835,000）
□ Aタイプ（単価¥620,000）　□ Bタイプ（単価¥480,000）　□ パネル展示タイプ 2小間以上限定（1小間あたり¥440,000）　□ 自治体・パビリオン専用タイプ（単価¥480,000）
小間数　× 単価 ¥　=¥　**小計 春展④**

名古屋展
□ デザインタイプ（単価¥620,000）　□ デザインタイプPLUS（モニター）2小間限定（1小間あたり¥935,000）　□ デザインタイプPLUS（パネル）2小間限定（1小間あたり¥835,000）
□ デザインタイプPLUS（2面グラフィック）2小間限定（1小間あたり¥835,000）
□ Aタイプ（単価¥620,000）　□ Bタイプ（単価¥480,000）　□ パネル展示タイプ 2小間以上限定（1小間あたり¥440,000）　□ 自治体・パビリオン専用タイプ（単価¥480,000）
小間数　× 単価 ¥　=¥　**小計 名古屋展④**

秋展
□ デザインタイプ（単価¥620,000）　□ デザインタイプPLUS（モニター）2小間限定（1小間あたり¥935,000）　□ デザインタイプPLUS（パネル）2小間限定（1小間あたり¥835,000）
□ デザインタイプPLUS（2面グラフィック）2小間限定（1小間あたり¥835,000）
□ Aタイプ（単価¥620,000）　□ Bタイプ（単価¥480,000）　□ パネル展示タイプ 2小間以上限定（1小間あたり¥440,000）　□ 自治体・パビリオン専用タイプ（単価¥480,000）
小間数　× 単価 ¥　=¥　**小計 秋展④**

関西展
□ デザインタイプ（単価¥620,000）　□ デザインタイプPLUS（モニター）2小間限定（1小間あたり¥935,000）　□ デザインタイプPLUS（パネル）2小間限定（1小間あたり¥835,000）
□ デザインタイプPLUS（2面グラフィック）2小間限定（1小間あたり¥835,000）
□ Aタイプ（単価¥620,000）　□ Bタイプ（単価¥480,000）　□ パネル展示タイプ 2小間以上限定（1小間あたり¥440,000）　□ 自治体・パビリオン専用タイプ（単価¥480,000）
小間数　× 単価 ¥　=¥　**小計 関西展④**

⑤ 広告パッケージプラン　ご希望のプランの展示会期に☑を付けてください

- プレミアムパック　（¥3,950,000）限定3社　□ 春展　□ 名古屋展　□ 秋展　□ 関西展
- 商談強化パック　（¥2,450,000）　□ 春展　□ 名古屋展　□ 秋展　□ 関西展
- スターターパックⅡ（¥1,400,000）　□ 春展　□ 名古屋展　□ 秋展　□ 関西展

小計　春展⑤ ¥　　名古屋展⑤ ¥　　秋展⑤ ¥　　関西展⑤ ¥

⑥ 広告アラカルトプラン　ご希望のプランの展示会期に☑を付けてください

- 【来場 事前登録者向け】特典クーポン 配信サービス（¥600,000）限定20社　□ 春展　□ 名古屋展　□ 秋展　□ 関西展
- 来場誘致メール広告（¥300,000）限定3社　□ 春展　□ 名古屋展　□ 秋展　□ 関西展
- 公式ホームページ バナー広告（¥200,000）限定6社　□ 春展　□ 名古屋展　□ 秋展　□ 関西展
- カンファレンスサイト バナー広告（¥200,000）限定3社　□ 春展　□ 名古屋展　□ 秋展　□ 関西展
- 会場案内図広告（WEB版+印刷版）（¥650,000）限定6社　□ 春展　□ 名古屋展　□ 秋展　□ 関西展
- デジタルサイネージ広告（¥800,000）※　□ 春展　□ 名古屋展　□ 秋展　□ 関西展
- 展示会場 入口前 床面広告（¥500,000）限定1社　□ 春展　□ 名古屋展　□ 秋展　□ 関西展
- ブース上 吊りバナー片面広告（¥1,000,000）限定5社　□ 春展　□ 名古屋展　□ 秋展　□ 関西展
- ブース上 吊りバナー両面広告（¥1,150,000）限定5社　□ 春展　□ 名古屋展　□ 秋展　□ 関西展
- 展示会場 入口上 吊りバナー広告（¥5,000,000）各ホール限定1社　□ 春展

小計　春展⑥ ¥　　名古屋展⑥ ¥　　秋展⑥ ¥　　関西展⑥ ¥

※春展は限定7社、名古屋展は限定2社、秋展は限定8社となります、関西展は限定6社。掲出は1社につき3台となります。

⑦ カンファレンスご登壇プラン※　ご希望のプランの展示会期に☑を付けてください

- 提供リード上限　100件　□ 春展　□ 名古屋展　□ 秋展　□ 関西展
- 提供リード上限　300件　□ 春展　□ 名古屋展　□ 秋展　□ 関西展
- 提供リード上限　500件　□ 春展　□ 名古屋展　□ 秋展　□ 関西展

※本プランは従量課金制です。聴講申込数（リード件数）に応じてご請求額が決定します。料金は1リードあたり7,000円です。会期後に金額が確定次第、ご請求させていただきます。
※本プランについては、別紙「カンファレンスご登壇プランのご案内」をご確認ください。
※講演者の皆様には、カンファレンス・講演規約（https://lp.rxjapan.jp/ja-jp/conference/terms-and-conditions.html）が適用されます。

合計金額

春展	名古屋展
税抜合計金額（春展①～⑦） ¥　（春展⑧）	税抜合計金額（名古屋展①～⑦） ¥　（名古屋展⑧）
消費税込合計金額（春展⑧×1.10） ¥	消費税込合計金額（名古屋展⑧×1.10） ¥
秋展	**関西展**
税抜合計金額（秋展①～⑦） ¥　（秋展⑧）	税抜合計金額（関西展①～⑦） ¥　（関西展⑧）
消費税込合計金額（秋展⑧×1.10） ¥	消費税込合計金額（関西展⑧×1.10） ¥

- 小間位置、小間番号は別途確定の連絡をいたします。
- 支払い方法: 銀行振込のみとなります。口座情報は契約締結時に発行される請求書に記載されます。支払いは請求書に記載の支払期日までに全額を一括で振込となります。振込手数料は支払側の負担となります。
- 展示小間契約をされた場合のみ、③～⑦の申込みを申し受けます。また、出展解約の場合は、③～⑦の申込みも自動的に解約となります。
- キャンセルポリシー: 解約される場合には、本契約書2ページ目に記載された展示会規約に定める「契約解約」項に基づき、所定の解約料を請求させていただきます。
- 広告プランおよびオプションサービス・商品プランの購入および利用にあたっては、以下の利用規約が適用されます: https://legal.rxglobal.com/ja-jp/value-added-services.html
- 広告プランおよびオプションサービス・商品プランの購入にあたり、デジタルツールまたはプラットフォームを利用する場合、以下の利用規約が適用されます: https://legal.rxglobal.com/ja-jp/digital-offers-platform.html

備 考

主催者記入欄

年　月　日上記の申込みを承諾いたしました。

RX Japan合同会社
事務局長：

担当【春展】
担当【名古屋展】
担当【秋展】
担当【関西展】
消費税込合計金額　¥

〒104-0028 東京都中央区八重洲2-2-1 東京ミッドタウン八重洲 八重洲セントラルタワー11階

出展社控

Japan IT Week　Japan DX & AX Week
営業・デジタル マーケティング Week　EC・店舗 Week

【春展】
会 期：2027年4月7日[水]～9日[金]
会 場：東京ビッグサイト
主 催：RX Japan合同会社

【名古屋展】
会 期：2027年7月21日[水]～23日[金]
会 場：ポートメッセなごや
主 催：RX Japan合同会社

【秋展】
会 期：2027年9月8日[水]～10日[金]
会 場：幕張メッセ
主 催：RX Japan合同会社

【関西展】
会 期：2027年11月17日[水]～19日[金]
会 場：インテックス大阪
主 催：RX Japan合同会社

展示小間契約書

当社（出展社）は、上記展示会の展示小間、付随するサービスおよび/またはオプションサービスを、RX　Japan合同会社（主催者）宛に申し込みます。出展社が申込み、主催者が承諾することにより、当社と主催者との間に展示小間およびそれに付随する下記項目に関する契約が成立すること、また、本契約書2ページ目に記載された展示会規約および主催者が必要と認めるその他の追加規約を遵守することに同意します。

申込年月日　　年　　月　　日

□にレを付けてください ▶　本契約書2ページ目に記載された展示会規約に同意します　□

会社名

責任者氏名　　所属　　役職

所在地　〒　　都道府県　　市区町村

TEL:　　E-mail:

申込内容詳細

出展展示会（□に✓を、【春・名古屋・秋・関西】の会期に○を付けてください）

【Japan IT Week】
- □ AI 駆動開発支援 EXPO【春・名古屋・秋・関西】
- □ IoT システム開発 EXPO【春・名古屋・秋・関西】
- □ AI インフラ・データセンター EXPO【春・秋・関西】
- □ IT エンジニア派遣・育成 EXPO【春・名古屋・秋・関西】

【Japan DX & AX Week】
- □ AI・業務自動化 展【春・名古屋・秋・関西】
- □ AI 時代の経営変革 EXPO【春・名古屋・秋・関西】
- □ BtoB EC・受発注 DX EXPO【春・名古屋・秋・関西】

【営業・デジタルマーケティング Week】【EC・店舗 Week】
- □ 営業 DX EXPO【春・名古屋※】
- □ 売れる EC EXPO【春】
- □ EC 運営・物流改革 EXPO【春】
- □ 組込み・エッジ AI EXPO【春・名古屋・秋・関西】
- □ 情報セキュリティ EXPO【春・名古屋・秋・関西】
- □ 情シス応援 EXPO【春・名古屋・秋・関西】
- □ 社内業務 DX EXPO【春・名古屋・秋・関西】
- □ 現場 DX EXPO【春・名古屋・秋・関西】
- □ DX/AX システム開発 EXPO【春・名古屋・秋・関西】
- □ デジタルマーケティング EXPO【春・名古屋※】
- □ 店舗の人手不足対策 EXPO【春】
- □ 売れる店舗づくり EXPO【春】

※名古屋展は、Japan DX & AX Week 内での開催となります。

① 出展スペース　16.2㎡（1小間）以上でご出展の場合はスペース渡しプラン、8.1㎡（0.5小間）でご出展の場合は主催者指定の装飾を含むエントリー出展プランにご記入ください

スペース渡しプラン　1小間スペース=〔6.0m×2.7m=16.2㎡〕（スペースのみのお渡しです。基礎装飾は一切含まれていません）

春展　小間数　× ¥1,250,000（単価）+　角小間数　× ¥100,000（単価）※ =¥
名古屋展　小間数　× ¥1,200,000（単価）+　角小間数　× ¥ 50,000（単価）※ =¥
秋展　小間番号:　小間位置のスペース:　㎡　小間料金: ¥
関西展　小間番号:　小間位置のスペース:　㎡　小間料金: ¥

エントリー出展プラン　0.5小間=〔3.0m×2.7m=8.1㎡〕（本プラン指定の小間およびレンタル装飾が含まれる仕様です）

名古屋展 □デザインタイプ（¥910,000）　□Aタイプ（¥910,000）　□Bタイプ（¥840,000）　+ 角小間数　× ¥50,000（単価）※ =¥

※　該当しない場合は返金させていただきます。また、該当した場合は追加で請求させていただきます。

小計　春展① ¥　　名古屋展① ¥　　秋展① ¥　　関西展① ¥

② 特別出展コーナー小間料金　1枠=4.05㎡（装飾パッケージ付）　ご希望のプランに☑を、会期に○を付けてください

□ Japan Startup Summit※（ジャパンスタートアップサミット）（¥400,000）【春・名古屋・秋・関西】

小計　春展② ¥　　名古屋展② ¥　　秋展② ¥　　関西展② ¥

※ご出展申込の条件は、2027年開催の展示会は2020年1月以降設立となります。

③ ExpoMaster（RXデジタルプラットフォーム）プラン　申込必須となります。ご希望のプランに☑を付けてください

	プレミアム（¥650,000）限定6社	スタンダード（¥150,000）	ベーシック（¥50,000）
春展	□	□	□
名古屋展	□	□	□
秋展	□	□	□
関西展	□	□	□

共同出展社がある場合、☑を付けてください。※
- □ 共同出展あり（¥50,000）
- □ 共同出展あり（¥50,000）
- □ 共同出展あり（¥50,000）
- □ 共同出展あり（¥50,000）

※共同出展社の社数にかかわらず、一律¥50,000が加算されます。

小計　春展③ ¥　　名古屋展③ ¥　　秋展③ ¥　　関西展③ ¥

④【スペース渡しプラン専用】レンタル装飾　ご希望のタイプに☑を付けてください　（スペース渡しプラン向けの任意オプションサービスです。スペース渡しプランの小間料金には基礎装飾は含まれません。単価は16.2㎡[1小間スペース]あたりの料金です。）

春展
□ デザインタイプ（単価¥620,000）□ デザインタイプPLUS（モニター）2小間限定（1小間あたり¥935,000）□ デザインタイプPLUS（パネル）2小間限定（1小間あたり¥835,000）
□ デザインタイプPLUS（2面グラフィック）2小間限定（1小間あたり¥835,000）
□ Aタイプ（単価¥620,000）□ Bタイプ（単価¥480,000）□ パネル展示タイプ 2小間以上限定（1小間あたり¥440,000）□ 自治体・パビリオン専用タイプ（単価¥480,000）
小間数　× 単価 ¥　=¥　**小計 春展④**

名古屋展
□ デザインタイプ（単価¥620,000）□ デザインタイプPLUS（モニター）2小間限定（1小間あたり¥935,000）□ デザインタイプPLUS（パネル）2小間限定（1小間あたり¥835,000）
□ デザインタイプPLUS（2面グラフィック）2小間限定（1小間あたり¥835,000）
□ Aタイプ（単価¥620,000）□ Bタイプ（単価¥480,000）□ パネル展示タイプ 2小間以上限定（1小間あたり¥440,000）□ 自治体・パビリオン専用タイプ（単価¥480,000）
小間数　× 単価 ¥　=¥　**小計 名古屋展④**

秋展
□ デザインタイプ（単価¥620,000）□ デザインタイプPLUS（モニター）2小間限定（1小間あたり¥935,000）□ デザインタイプPLUS（パネル）2小間限定（1小間あたり¥835,000）
□ デザインタイプPLUS（2面グラフィック）2小間限定（1小間あたり¥835,000）
□ Aタイプ（単価¥620,000）□ Bタイプ（単価¥480,000）□ パネル展示タイプ 2小間以上限定（1小間あたり¥440,000）□ 自治体・パビリオン専用タイプ（単価¥480,000）
小間数　× 単価 ¥　=¥　**小計 秋展④**

関西展
□ デザインタイプ（単価¥620,000）□ デザインタイプPLUS（モニター）2小間限定（1小間あたり¥935,000）□ デザインタイプPLUS（パネル）2小間限定（1小間あたり¥835,000）
□ デザインタイプPLUS（2面グラフィック）2小間限定（1小間あたり¥835,000）
□ Aタイプ（単価¥620,000）□ Bタイプ（単価¥480,000）□ パネル展示タイプ 2小間以上限定（1小間あたり¥440,000）□ 自治体・パビリオン専用タイプ（単価¥480,000）
小間数　× 単価 ¥　=¥　**小計 関西展④**

⑤ 広告パッケージプラン　ご希望のプランの展示会期に☑を付けてください

	春展	名古屋展	秋展	関西展
• プレミアムパック　（¥3,950,000）限定3社	□	□	□	□
• 商談強化パック　（¥2,450,000）	□	□	□	□
• スターターパックⅡ（¥1,400,000）	□	□	□	□

小計　春展⑤ ¥　　名古屋展⑤ ¥　　秋展⑤ ¥　　関西展⑤ ¥

⑥ 広告アラカルトプラン　ご希望のプランの展示会期に☑を付けてください

	春展	名古屋展	秋展	関西展
• 【来場 事前登録者向け】特典クーポン 配信サービス（¥600,000）限定20社	□	□	□	□
• 来場誘致メール広告（¥300,000）限定3社	□	□	□	□
• 公式ホームページ バナー広告（¥200,000）限定6社	□	□	□	□
• カンファレンスサイト バナー広告（¥200,000）限定3社	□	□	□	□
• 会場案内図広告（WEB版+印刷版）（¥650,000）限定6社	□	□	□	□
• デジタルサイネージ広告（¥800,000）※	□	□	□	□
• 展示会場 入口前 床面広告（¥500,000）限定1社	□	□	□	□
• ブース上 吊りバナー片面広告（¥1,000,000）限定5社	□	□	□	□
• ブース上 吊りバナー両面広告（¥1,150,000）限定5社	□	□	□	□
• 展示会場 入口上 吊りバナー広告（¥5,000,000）各ホール限定1社	□			

小計　春展⑥ ¥　　名古屋展⑥ ¥　　秋展⑥ ¥　　関西展⑥ ¥

※春展は限定7社、名古屋展は限定2社、秋展は限定8社となります、関西展は限定6社。掲出は1社につき3台となります。

⑦ カンファレンスご登壇プラン※　ご希望のプランの展示会期に☑を付けてください

	春展	名古屋展	秋展	関西展
• 提供リード上限　100件	□	□	□	□
• 提供リード上限　300件	□	□	□	□
• 提供リード上限　500件	□	□	□	□

※本プランは従量課金制です。聴講申込数（リード件数）に応じてご請求額が決定します。料金は1リードあたり7,000円です。会期後に金額が確定次第、ご請求させていただきます。
※本プランについては、別紙「カンファレンスご登壇プランのご案内」をご確認ください。
※講演者の皆様には、カンファレンス・講演規約（https://lp.rxjapan.jp/ja-jp/conference/terms-and-conditions.html）が適用されます。

合計金額

春展	名古屋展
税抜合計金額（春展①～⑦） ¥　（春展⑧）	税抜合計金額（名古屋展①～⑦） ¥　（名古屋展⑧）
消費税込合計金額（春展⑧×1.10） ¥	消費税込合計金額（名古屋展⑧×1.10） ¥
秋展	**関西展**
税抜合計金額（秋展①～⑦） ¥　（秋展⑧）	税抜合計金額（関西展①～⑦） ¥　（関西展⑧）
消費税込合計金額（秋展⑧×1.10） ¥	消費税込合計金額（関西展⑧×1.10） ¥

- 小間位置、小間番号は別途確定の連絡をいたします。
- 支払い方法: 銀行振込のみとなります。口座情報は契約締結時に発行される請求書に記載されます。支払いは請求書に記載の支払期日までに全額を一括で振込となります。振込手数料は支払側の負担となります。
- 展示小間契約をされた場合のみ、③～⑦の申込みを申し受けます。また、出展解約の場合は、③～⑦の申込みも自動的に解約となります。
- キャンセルポリシー: 解約される場合には、本契約書2ページ目に記載された展示会規約に定める「契約解約」項に基づき、所定の解約料を請求させていただきます。
- 広告プランおよびオプションサービス・商品プランの購入および利用にあたっては、以下の利用規約が適用されます: https://legal.rxglobal.com/ja-jp/value-added-services.html
- 広告プランおよびオプションサービス・商品プランの購入にあたり、デジタルツールまたはプラットフォームを利用する場合、以下の利用規約が適用されます: https://legal.rxglobal.com/ja-jp/digital-offers-platform.html

備 考

主催者記入欄

年　月　日上記の申込みを承諾いたしました。

RX Japan合同会社

事務局長：

担当【春展】
担当【名古屋展】
担当【秋展】
担当【関西展】
消費税込合計金額　¥

〒104-0028 東京都中央区八重洲2-2-1 東京ミッドタウン八重洲 八重洲セントラルタワー11階

展 示 会 規 約

この規約は、見積書、追加条項、出展社マニュアル、および展示会ウェブサイト等に掲載されている関連規約・ポリシー等とともに、本契約の一部を構成します。

出展社　出展社は、主催者が提供する「出展募集パンフレット」等に記載された出展対象製品またはサービスを展示する会社およびその他の事業体に限定される。主催者は、出展社の展示する製品が出展対象製品に適するか否かを決定する権利を有する。

支払方法
①本契約に係る契約金（小間料金、付随サービス料金、オプションサービス料金等を含む）は、展示会開催前、または付随するサービス、オプションサービスを利用する前に全額を支払う必要があり、出展社は、請求書に記載の支払期日までに全額を一括で支払うものとする。ただし、支払期日や方法について別途指定がある場合を除く。また、振込手数料は出展社の負担とする。

②主催者は、出展社が契約金を未払いの場合、出展社の申込を拒否し、または本契約を解除する権利を有するものとする。

展示　本展示会で認められる展示の方法は、良識に基づき行うものとする。出展社は、主催者が提供する「出展要項」の規定に従わなければならない。出展社は、主催者が提供する「出展募集パンフレット」等に記載されていない製品を展示することはできない。出展社は、装飾物等いかなるものも、割当てられた展示小間の範囲を越えてはならない。また、通路・ラウンジ等、自社展示小間以外での宣伝・勧誘を禁ずる。

設置と撤去　出展社は、主催者が提供する「出展要項」に記載されたスケジュールに基づき、展示小間の設置と撤去を行うものとする。

展示放棄の禁止　出展社は、展示会会期中に主催者の明示的許可を得ることなく展示小間を撤去してはならない。また、展示小間には人員1名以上を常駐させるものとする。

展示要員　主催者は、展示要員の態度および服装が容認し得るものであるかどうかを決定する権利を有する。

資料の配布　出展社は、自社展示小間内で自由にパンフレットや広告用印刷物を配布することができる。ただし、配布物の内容は、出展製品に関するものに限られる。なお、この配布および配布物により生ずる一切の責任は出展社が負うものとし、主催者はその責任を負わないものとする。

展示会公式カタログ／ディレクトリ情報／広告
①ディレクトリ情報の公表　出展社は、自社が登録した公開用の出展社および出展製品情報等（以下、ディレクトリ情報）を、主催者が展示会ウェブサイト、展示会公式カタログ、本展および関連業界に係るその他の展示会要覧上等電子媒体、紙媒体その他媒体の種類にかかわらずあらゆる媒体、また日本国内外のすべてのメディアプラットフォームで掲載または公表することについて、承認するものとする。

②ディレクトリ情報の登録　出展社は、展示会ウェブサイト上に自社のディレクトリ情報を自ら登録しなければならない。また、出展社が展示会ウェブサイト上にディレクトリ情報を登録しなかった場合、主催者は出展社に代わって出展社情報を入力することができるものとし、この場合も出展社は主催者にいかなる責任も問わないものとする。

③ディレクトリ情報の責任　出展社は、ディレクトリ情報の内容について主催者の免責に同意するものとする。主催者は、展示会ウェブサイト、展示会公式カタログ、その他の展示会要覧の編纂によって発生する可能性のある不作為、誤引用または誤謬について、電子媒体、紙媒体その他媒体の種類にかかわらず、いかなる責任も負わないものとする。

④広告　出展社は、広告に関して広告表示規制および関連法令、並びに後述の「知的財産②」の項目を遵守するものとする。出展社による広告は、主催者の事前承認が必要であり、その承認は非合理に拒否または遅延されることはない。主催者は、独自の裁量で広告スペースを再割当てすることができるものとする。また、主催者は、本契約締結時のみならず、展示会会期までの間に新しい広告商品やサービス、位置を提供することがある。出展社は、主催者が展示会ウェブサイト、公式カタログ、その他イベント出版物やプロモーション資料、並びに日本国内外のすべてのメディアプラットフォームに、出展社広告の全部または一部を使用する場合があることを理解し、これを許可するものとする。

求人等を目的とする展示の禁止　本展示会において、人材募集（求人）を目的とする展示、その他契約に定める目的以外の展示または活動を禁ずる。

安全および消防法規の遵守　出展社は、①自社展示小間ブースの設営、使用、および撤去の際に、展示スペースの安全性に責任を負うものとし、当該展示スペース内外のすべての人、設備、備品等に対して法的な注意管理義務を負うものとする。②本展示会場において、展示会開催前および終了後のブースの設営および撤去作業中は、18歳未満の者を立ち入らせてはならず、また本展示会場に適用されるすべての安全および消防法規並びに会場の規則を遵守しなければならない。さらに、通路および緊急避難口を人および所有物で塞ぐこと、および展示小間外に所有物の置き場所を設けることを禁ずる。③出展社のすべての展示物およびディスプレイは、出展社マニュアルの要件を満たさなければならない。④出展社は、必要なすべての保険に加入していることを確認しなければならない。

騒音基準の遵守　音を発生させる場合、出展社は、他の出展者に迷惑を及ぼすことのないよう、主催者が規定する騒音基準を遵守しなければならない。規定された騒音基準を遵守しない場合、主催者は、出展製品、または出展社あるいは代理人を拒否し、排除する権利を有する。

法令遵守
①出展社は、適用されるすべての法律および規則を遵守し、本契約の履行および本展示会に関連する必要な許可、ライセンス、ビザ、認可、同意、その他の文書を取得し、主催者に対して必要な通知を行うものとする。

②本展示会に関連して、贈収賄およびその他の不正なビジネス慣行は禁止されており、イベントに関連する出展社のすべての取引は、適用される法律に従って正確かつ完全に記録されるものとする。出展社は、展示会に関連して、贈り物や接待などが賄賂と見なされるおそれがある場合には、それを受け取ったり提供したりしてはならない。

③出展社は、本契約に基づく義務に関連するすべての適用法を遵守するものとし、特に贈収賄、汚職および関連事項（米国外国腐敗行為防止法および英国贈収賄法2010を含む）並びに経済および貿易制裁（米国財務省外国資産管理局、EUおよび英国によって施行されるものを含む）に関する法律を明示的に含むものとする。

④出展社は、本展示会において音楽やその他の音声または映像録音、ライブパフォーマンスを行う場合、適切なライセンスを取得する責任を負うものとする。

写真・映像・音声　本展示会（出展社展示小間を含む）の写真・映像および音声を撮影・記録し、使用する権利は主催者が有する。出展社は、自社展示小間内を除き、本展示会の写真・映像撮影および音声の録音を希望する場合は、事前に主催者の書面による承諾を得なければならない。出展社は、主催者またはその代理人、もしくはその指定する者が展示会（出展社展示小間を含む）で撮影、記録し、制作した写真、映像およびその他の録音音声を、主催者およびその関係会社が、事業または展示会等イベントの販売促進の目的で使用することを承認するものとする。

展示小間の割当　展示小間の割当ては展示小間契約書届出順・展示小間数等に基づき、主催者が決定する。また、主催者は、来場者整理の都合、または展示効果向上のために、小間図面を変更し、それに関して小間を再割当てする権利を有する。

知的財産
①出展社は、展示会に関するすべての知的財産（商標、著作権、データベースおよびデザイン・意匠に係る権利、特許、機密情報、営業秘密、ノウハウおよびイベントに関連する信用を含むがこれに限定されない。ただし、出展社の名称、ロゴ、商標、製品、広告およびコンテンツに関する知的財産権を除く）が主催者（またはライセンサー）に帰属することを認め、主催者の明示的な事前書面による同意なしにこれらを使用できない。

②出展社は、自社名、ロゴ、商標、アートワーク、広告、コンテンツ、その他ウェブサイト上の記載内容等（以下、出展社マーク等）に関するすべての知的財産権の法的および実質的所有者（または許諾を受けたラインセンシー）であることを保証し、当該出展社マーク等およびディレクトリ情報が第三者の知的財産権を侵害せず、且つ名誉毀損、誹謗中傷、卑猥・猥褻その他違法な内容を含まないことを保証するものとする。出展社は、上記保証に反したことにより主催者が被ったいかなる損害、逸失利益、評判の毀損、要求、費用について、その理由如何にかかわらず、その全額を賠償することに同意する。

他人の知的財産権等を侵害しているか、または他人の製品の型・デザイン等を模倣した製品の展示の禁止　出展社は、①日本もしくは外国における他人の知的財産権、もしくはその出願を侵害しているか、またはそのおそれがある製品および②本展示会の開始前に既にいずれかの国で展示されたか、または商業的に販売されている他人の製品の型・デザイン、その他の外観を模倣もしくはコピーしたか、またはそのおそれのある製品を、本展示会に展示することはできない。主催者は、出展社に対してなんら責任を負うことなしに、上記①、または②の範囲に属する製品に該当すると主催者が合理的に判断した製品の全部、または一部を本展示会場から撤去し、これら製品を自らが決めた場所に本展示会が終了するまで出展社の費用で保管する権限並びに上記製品を展示していると主催者が合理的に判断した出展社およびその従業員・代理人の本展示会場への入場を拒否し、または本展示会場から排除する権限を有するものとする。ただし、主催者は、そのような行動を取る義務を負わず、および出展社による知的財産権侵害（可能性を含む）に対して一切の責任を負わない。

広告プランおよびオプションサービス・商品プランの利用
出展社は、広告プランおよび/またはオプションサービス・商品プランを申し込み、主催者の承諾を得た場合、これらのプランを利用することができる。

契約解約・プラン変更
①展示小間の解約　出展社の展示小間契約の解約は、書面によって行うものとする。契約展示小間全部の解約の場合、主催者は展示会開催初日の4カ月前の日前までの解約に対しては展示小間契約書記載の消費税込合計金額の40%、その後の解約に対しては全額を解約料として徴収する。契約展示小間の一部解約の場合、主催者は上記の日までの解約に対しては解約した展示小間についての消費税込小間料金の40%、その後の解約に対しては全額を解約料として徴収する。また、契約展示小間全部の解約の場合に限り、申し込んだレンタル装飾、出展社による製品・技術PRセミナー・カンファレンス、広告プラン、オプションサービス、出展社検索サイト掲載、ExpoMasterおよびスポンサープラン等（以下総称して「付随サービス」という。）も自動的に解約されるものとし、付随サービスに係る解約料の算定は、解約通知の時期に応じて、以下各号の規定に従うものとする。ただし、展示小間契約と一体不可分として提供される付随サービスに係る解約料の算定は、以下各号の規定にかかわらず、当該展示小間および当該付随サービスを含めた対価の消費税込合計金額を算定の基礎として行うものとする。主催者は、徴収した解約料に関係なく、解約された展示小間を自由に再割当てする権利を有する。

解約された展示小間が、その後、別の出展社に割当てられた場合でも、また、本契約書による契約が展示会開催初日の4カ月前の日後になされた場合でも、出展社は解約料の支払義務を免除されないものとする。展示会開催初日の2カ月前の日後に展示小間全部、または一部を解約した場合、主催者が必要でないと認めない限り、出展社は「出展要項」に記載されている基礎装飾を行い、展示小間内に人員を1名以上配置しなければならない。

②レンタル装飾の解約　出展社がレンタル装飾を解約する場合は、展示会開催初日の1カ月前までに解約を主催者に書面にて申し出た場合に限り、レンタル装飾の消費税込合計金額の全額が返金される。展示会開催初日の1カ月前の日後の解約に対しては、レンタル装飾の消費税込合計金額の全額を解約料として主催者は徴収する。また、一部のみの解約の場合も同様とする。

③出展社による製品・技術PRセミナーまたはカンファレンスの解約　出展社が出展社による製品・技術PRセミナーまたはカンファレンスを解約する場合は、展示会開催初日の4カ月前までに解約を主催者に書面にて申し出た場合に限り、出展社による製品・技術PRセミナーまたはカンファレンスの消費税込合計金額の60%が返金される。展示会開催初日の4カ月前の日後の解約に対しては、出展社による製品・技術PRセミナーまたはカンファレンスの消費税込合計金額の全額を解約料として主催者は徴収する。また、一部のみの解約の場合も同様とする。

④広告プランおよびオプションサービス・商品プランの解約　出展社が広告プランおよび/またはオプションサービス・商品プランを解約する場合は、展示会開催初日の4カ月前までに解約を主催者に書面にて申し出た場合に限り、広告プランおよび/またはオプションサービス・商品プランの消費税込合計金額の60%が返金される。展示会開催初日の4カ月前の日後の解約に対しては、広告プランおよびオプションサービス・商品プランの消費税込合計金額の全額を解約料として主催者は徴収する。また、一部のみの解約の場合も同様とする。

⑤出展社検索サイト掲載とExpoMasterのプラン変更　出展社が出展社検索サイト掲載またはExpoMasterのプランを変更（ダウングレード）する場合は、展示会開催初日の4カ月前までにその旨を主催者に書面にて申し出た場合に限り、出展社検索サイト掲載またはExpoMasterのプラン変更前後の消費税込合計金額の差額の60%が返金される。展示会開催初日の4カ月前の日後の解約に対しては、出展社検索サイト掲載またはExpoMasterのプラン変更前後の消費税込合計金額の差額全額を主催者は徴収する。

転貸、譲渡、下請け等の禁止　出展社は、主催者の事前の書面による許可がない限り、借り受けた展示小間の全部または一部を、他の企業、団体、個人といった第三者に使用させたり、貸与、移転または譲渡してはならないものとする。また、展示の全部または一部を放棄し、第三者に請け負わせたり、遂行させてはならないものとする。

共同出展　契約の当事者となる出展社が、第三者と共同で出展する場合（以下、共同出展）は、事前に主催者に書面で通知し、主催者の承諾を得なければならない。共同出展を行う出展社は、共同出展する第三者（以下、共同出展社）に対して本契約および本規約と同様の義務を負わせるとともに、共同出展社の一切の行為について主催者に対して責任を負うものとする。

出展の拒否　出展社は、自社の展示が常に主催者が定める本展示会規約を含む本契約に合致するようにしなければならない。主催者は、単独の裁量により、出展社やその代表者、または共同出展社、出展製品が、適用される法律や規則（経済制裁を含むがこれに限定されない）に基づいて本展示会への参加を禁止されている、または主催者に対してリスクをもたらすと合理的に判断された場合、主催者は出展社との契約を拒否する権利を有し、または当該出展社らの出展/入場等を拒否し、排除する権利を有する。理由を明示しない場合といえども、主催者は当該出展社らに対して残余展示日数を基盤として日割計算した展示小間料金の払戻しをする以外は責任を負わないものとする。ただし、出展製品または当該出展社らが、本契約または本展示会規約の違反により、または他の明確な理由によって排除される場合には、展示小間料金は返済されないものとする。出展社らは、主催者と協力し、この条項の遵守を評価するために主催者が要求するすべての合理的な情報を提供しなければならず、主催者の決定は最終的なものとする。

入場の拒否　主催者は、出展社および来場者に対し、本展示会における安全確保のため、またはその他の理由により、主催者の裁量で必要と認めた場合、入場を拒否する権利を有する。

反社会的勢力の排除　主催者は、出展社が暴力、威力や詐欺的手法等を駆使して経済的利益を追求する集団または個人（いわゆる反社会的勢力）に該当する場合、また出展社自らまたは第三者を利用して以下のいずれかに該当する行為をした場合には、催告なく本契約を解除することができる。①暴力的な要求行為　②法的な責任を超えた不当な要求行為
③取引に関して、脅迫的な言動、または暴力を用いる行為　④風説を流布し、偽計または威力を用いて主催者および他出展社の信用を毀損、または業務妨害をする行為　⑤その他前各号に準ずる行為

展示会の中止　本展示会が開催される土地建物が入場に不適当と主催者が判断した場合、または本契約書に基づく本展示会の開催または主催者の契約上の義務の履行が「不可抗力的原因」で妨害されたと主催者が判断した場合には、主催者は本契約書に基づく契約または本展示会（またはその一部）を中止することがある。主催者は「不可抗力的原因」によって生じる遅延、損害、損失、費用の増加、その他の不利な事態については責任を負わないものとする。本項でいう「不可抗力的原因」とは、火災、洪水、風害、疫病、地震、爆発、その他の事故および事件、海岸封鎖、輸出入禁止、悪天候、政府および官公庁、地方公共団体による規制または命令、公敵による行為、暴動または内乱、テロ行為、ストライキ、ロックアウト、ボイコット、その他の労働争議、十分な人員の確保不能、適切な輸送設備の欠乏・損傷または欠陥、さらに、立法的、行政的、司法的、または合意的、違憲的の如何を問わず、国および地方公共団体等の法律、政令、条例、規則、命令、通達、決定による必要物資・器材の入手不能、没収、徴収の場合をいう。なお、主催者は、「不可抗力的原因」によって、本契約書に基づく契約または本展示会（またはその一部）を中止した場合は、展示小間料金の消費税込合計金額の60%の金額を返済し、残額は返済しないものとする。主催者が「不可抗力的原因」によって本展示会を延期した場合、出展社は、展示小間契約を解約して、展示小間料金の消費税込合計金額の60%の金額の返済を受けるか、延期された展示会に出展するかのいずれかを選択できるものとする。なお、主催者は展示小間料金の消費税込合計金額の60%の金額の返済以外の責任を負わない。レンタル装飾については、「不可抗力的原因」によって、中止が決定した場合、主催者は、レンタル装飾の消費税込合計金額の60%の金額を返済し、残額は返済しないものとする。

秘密保持　出展社は、本展示会への出展に際し、本契約の履行に関して知り得た主催者の営業上、技術上および個人情報（以下、併せて秘密情報）を、本契約の履行以外の目的で使用したり、第三者に開示等してはならない。ただし、以下の情報については、この限りではない。①開示時に公知であったもの、②開示時に既に保有していたもの、③開示後に、自己の責に帰さない事由により公知となるか、第三者から正当に入手したもの、④独自に開発したもの

損害責任　主催者および本展示会に関連して主催者に雇用されている、または提携している一切の会社、団体、個人等は、故意または重過失による場合を除き、火災、盗難、その他一切の原因によって、出展社、その従業員や出展社に雇用されている、または提携している一切の会社、団体、個人、公衆、その他の第三者が受ける事故、または傷害を含む一切の損害について、責任を負わないものとする。また、主催者は、出展社の所有物の破損、損失、損害について、いかなる理由によっても責任を負わないものとする。出展社は、その従業員、下請業者、または関係者（出展社に雇用されている、または提携している一切の会社、団体、個人を含む）による不注意、その他の行為により、本展示会の建築物、設備、その他会場内外で生じた一切の損害について、直ちに主催者に対して賠償するものとする。
さらに、主催者は、展示会招待券、展示会ウェブサイト、展示会場案内図、その他のプロモーション用資料等の中に偶発的に生じた誤字、脱字等に関して、一切の責任を負わないものとする。

主催者責任の制限
①本展示会に関連して発生するすべての損失、請求または責任（補償に関するものを含む）について、主催者（その従業員、代理人および下請業者の行為または不作為に対する責任を含む）が出展社に対して負う全財務的責任は、出展社が本展示会に関連して主催者に支払った料金を上限とする。これには、契約、不法行為（過失を含む）、法定義務違反、その他の責任が含まれる。

②主催者は、出展社に対して、出展社のデータの損失または破損、収益および利益の損失、予想される節約の損失、事業の損失、機会の損失、信用または評判の減少、追加の運用および管理費用、その他の財務損失、または間接的または結果的な損失または損害について、合理的に予見可能であったか否かを問わず、一切の責任を負わないものとする。

③主催者は、本展示会への参加者の数やその人口統計的性質について一切の表明または保証を行わず、契約済みの出展社がいかなる理由であれ参加しなかった場合についても一切の責任を負わないものとする。

④主催者は、本展示会における第三者登壇者やスピーカーのプレゼンテーションの内容に関し、いかなる責任も負わないものとする。

⑤前各号にかかわらず、主催者の故意または重過失により死亡または人身傷害が発生した場合、または詐欺的な不実表示等、法律により責任の制限または免除が認められない場合には、本責任制限の適用を受けないものとする。

個人情報の取扱い
①データ処理　本契約に基づき、出展社、主催者いずれかの当事者が他方から受領する「個人データ」は「データ処理追加条項」（https://legal.rxglobal.com/ja-jp/processing-terms.html）により定義され、これに従い処理されるものとする。

②目的の制限　出展社が主催者に提供する個人データは、本展示会の開催に当たって、本契約の履行、管理および運営等のために、国内外の主催者の関連会社、会場、プラットフォーム、および許可された第三者（下請業者等）に提供される場合がある。主催者は、RXプライバシーポリシー（https://privacy.rxglobal.com/ja-ja.html）に基づいて個人データを処理し、出展社やその代表者に対して、本展示会への参加を円滑に進めるために連絡を行うことがある。この連絡には、主催者の本展示会のウェブサイトやプラットフォームへの登録、関連ディレクトリへの掲載、特定のイベント連絡先への紹介やアポイントメントの手配、主催者の類似の商品やサービスのマーケティングが含まれる場合がある。なお、主催者は、出展社が申し込んだ展示会の次のまたは翌年の同じ展示会の開催日を合理的な範囲で出展社に案内することができるものとする。

第三者（展示会への他出展社、参加者等）との交流
出展社は、本展示会における第三者（展示会への他出展社、展示会に関連するゲストや他の来場者を含むがこれらに限定されない）とのやりとり、交渉、商談等の交流に関して、以下の点を理解し、同意するものとする。①当事者間の交流および主催者の非関与：これらの交流は、専ら出展社と当該第三者の当事者間でのみ行われ、主催者はこれらのやりとり、交渉、商談等に一切関与せず、これらの活動に対していかなる形でも責任を負わない。②これらの第三者との交流の結果生じた損害、損失、費用、経費、または責任について、主催者は一切の責任を負わない。
ただし、本展示会の運営に関わる紛争（展示スペース利用、構造物設置、規則の解釈など）については、主催者の裁量により解決が行われることがあり、出展社はその主催者の決定に拘束されるものとする。

特定の紛争の解決
①出展社と本展示会に関するその他の第三者（公式の請負業者、労働組合またはその代表者、または他の出展社、もしくは会場等）との間に紛争や意見の相違がある場合、本展示会の規則に関する主催者の解釈およびその紛争や意見の相違に関する主催者の行動や決定、並びにその解決方法は、出展社に対して拘束力を持つものとする。

②主催者は、本契約に明示的に規定されていない事項に関する対応 方針、解決方法、または判断基準等について、独自の裁量により決定する権限を有するものとし、本契約の解釈、改正および執行方法に関しても、主催者が完全な権限を有するものとする。

制裁
出展社、その代表者、または共同出展社が、主催者の単独の裁量により、適用される法律または規則（経済制裁を含むがこれに限定されない）に基づき本展示会への参加が禁止されていると判断された場合、または主催者に対してリスクをもたらすと合理的に判断された場合、主催者は、出展社との契約を締結しない権利、または出展社に書面で通知することにより本契約を直ちに終了する権利を有するものとする。
出展社は、主催者の要請に応じて、本条の遵守状況を確認するために必要な合理的情報を提供するものとする。
なお、主催者の判断は最終的なものとし、出展社はこれに従うものとする。

準拠法
本契約に関する準拠法は日本法とする。

管轄裁判所
本規約に関する紛争については、東京地方裁判所を第1審の専属的合意管轄裁判所とする。

RX Japan合同会社　〒104-0028 東京都中央区八重洲2-2-1 東京ミッドタウン八重洲 八重洲セントラルタワー11階

出展社控

展 示 会 規 約

この規約は、見積書、追加条項、出展社マニュアル、および展示会ウェブサイト等に掲載されている関連規約・ポリシー等とともに、本契約の一部を構成します。

出展社　出展社は、主催者が提供する「出展募集パンフレット」等に記載された出展対象製品またはサービスを展示する会社およびその他の事業体に限定される。主催者は、出展社の展示する製品が出展対象製品に適するか否かを決定する権利を有する。

支払方法
①本契約に係る契約金（小間料金、付随サービス料金、オプションサービス料金等を含む）は、展示会開催前、または付随するサービス、オプションサービスを利用する前に全額を支払う必要があり、出展社は、請求書に記載の支払期日までに全額を一括で支払うものとする。ただし、支払期日や方法について別途指定がある場合を除く。また、振込手数料は出展社の負担とする。

②主催者は、出展社が契約金を未払いの場合、出展社の申込を拒否し、または本契約を解除する権利を有するものとする。

展示　本展示会で認められる展示の方法は、良識に基づき行うものとする。出展社は、主催者が提供する「出展要項」の規定に従わなければならない。出展社は、主催者が提供する「出展募集パンフレット」等に記載されていない製品を展示することはできない。出展社は、装飾物等いかなるものも、割当てられた展示小間の範囲を越えてはならない。また、通路・ラウンジ等、自社展示小間以外での宣伝・勧誘を禁ずる。

設置と撤去　出展社は、主催者が提供する「出展要項」に記載されたスケジュールに基づき、展示小間の設置と撤去を行うものとする。

展示放棄の禁止　出展社は、展示会会期中に主催者の明示的許可を得ることなく展示小間を撤去してはならない。また、展示小間には人員1名以上を常駐させるものとする。

展示要員　主催者は、展示要員の態度および服装が容認し得るものであるかどうかを決定する権利を有する。

資料の配布　出展社は、自社展示小間内で自由にパンフレットや広告用印刷物を配布することができる。ただし、配布物の内容は、出展製品に関するものに限られる。なお、この配布および配布物により生ずる一切の責任は出展社が負うものとし、主催者はその責任を負わないものとする。

展示会公式カタログ／ディレクトリ情報／広告
①ディレクトリ情報の公表　出展社は、自社が登録した公開用の出展社および出展製品情報等（以下、ディレクトリ情報）を、主催者が展示会ウェブサイト、展示会公式カタログ、本展および関連業界に係るその他の展示会要覧上等電子媒体、紙媒体その他媒体の種類にかかわらずあらゆる媒体、また日本国内外のすべてのメディアプラットフォームで掲載または公表することについて、承認するものとする。

②ディレクトリ情報の登録　出展社は、展示会ウェブサイト上に自社のディレクトリ情報を自ら登録しなければならない。また、出展社が展示会ウェブサイト上にディレクトリ情報を登録しなかった場合、主催者は出展社に代わって出展社情報を入力することができるものとし、この場合も出展社は主催者にいかなる責任も問わないものとする。

③ディレクトリ情報の責任　出展社は、ディレクトリ情報の内容について主催者の免責に同意するものとする。主催者は、展示会ウェブサイト、展示会公式カタログ、その他の展示会要覧の編纂によって発生する可能性のある不作為、誤引用または誤謬について、電子媒体、紙媒体その他媒体の種類にかかわらず、いかなる責任も負わないものとする。

④広告　出展社は、広告に関して広告表示規制および関連法令、並びに後述の「知的財産②」の項目を遵守するものとする。出展社による広告は、主催者の事前承認が必要であり、その承認は非合理に拒否または遅延されることはない。主催者は、独自の裁量で広告スペースを再割当てすることができるものとする。また、主催者は、本契約締結時のみならず、展示会会期までの間に新しい広告商品やサービス、位置を提供することがある。出展社は、主催者が展示会ウェブサイト、公式カタログ、その他イベント出版物やプロモーション資料、並びに日本国内外のすべてのメディアプラットフォームに、出展社広告の全部または一部を使用する場合があることを理解し、これを許可するものとする。

求人等を目的とする展示の禁止　本展示会において、人材募集（求人）を目的とする展示、その他契約に定める目的以外の展示または活動を禁ずる。

安全および消防法規の遵守　出展社は、①自社展示小間ブースの設営、使用、および撤去の際に、展示スペースの安全性に責任を負うものとし、当該展示スペース内外のすべての人、設備、備品等に対して法的な注意管理義務を負うものとする。②本展示会場において、展示会開催前および終了後のブースの設営および撤去作業中は、18歳未満の者を立ち入らせてはならず、また本展示会場に適用されるすべての安全および消防法規並びに会場の規則を遵守しなければならない。さらに、通路および緊急避難口を人および所有物で塞ぐこと、および展示小間外に所有物の置き場所を設けることを禁ずる。③出展社のすべての展示物およびディスプレイは、出展社マニュアルの要件を満たさなければならない。④出展社は、必要なすべての保険に加入していることを確認しなければならない。

騒音基準の遵守　音を発生させる場合、出展社は、他の出展者に迷惑を及ぼすことのないよう、主催者が規定する騒音基準を遵守しなければならない。規定された騒音基準を遵守しない場合、主催者は、出展製品、または出展社あるいは代理人を拒否し、排除する権利を有する。

法令遵守
①出展社は、適用されるすべての法律および規則を遵守し、本契約の履行および本展示会に関連する必要な許可、ライセンス、ビザ、認可、同意、その他の文書を取得し、主催者に対して必要な通知を行うものとする。

②本展示会に関連して、贈収賄およびその他の不正なビジネス慣行は禁止されており、イベントに関連する出展社のすべての取引は、適用される法律に従って正確かつ完全に記録されるものとする。出展社は、展示会に関連して、贈り物や接待などが賄賂と見なされるおそれがある場合には、それを受け取ったり提供したりしてはならない。

③出展社は、本契約に基づく義務に関連するすべての適用法を遵守するものとし、特に贈収賄、汚職および関連事項（米国外国腐敗行為防止法および英国贈収賄法2010を含む）並びに経済および貿易制裁（米国財務省外国資産管理局、EUおよび英国によって施行されるものを含む）に関する法律を明示的に含むものとする。

④出展社は、本展示会において音楽やその他の音声または映像録音、ライブパフォーマンスを行う場合、適切なライセンスを取得する責任を負うものとする。

写真・映像・音声　本展示会（出展社展示小間を含む）の写真・映像および音声を撮影・記録し、使用する権利は主催者が有する。出展社は、自社展示小間内を除き、本展示会の写真・映像撮影および音声の録音を希望する場合は、事前に主催者の書面による承諾を得なければならない。出展社は、主催者またはその代理人、もしくはその指定する者が展示会（出展社展示小間を含む）で撮影、記録し、制作した写真、映像およびその他の録音音声を、主催者およびその関係会社が、事業または展示会等イベントの販売促進の目的で使用することを承認するものとする。

展示小間の割当　展示小間の割当ては展示小間契約書届出順・展示小間数等に基づき、主催者が決定する。また、主催者は、来場者整理の都合、または展示効果向上のために、小間図面を変更し、それに関して小間を再割当てする権利を有する。

知的財産
①出展社は、展示会に関するすべての知的財産（商標、著作権、データベースおよびデザイン・意匠に係る権利、特許、機密情報、営業秘密、ノウハウおよびイベントに関連する信用を含むがこれに限定されない。ただし、出展社の名称、ロゴ、商標、製品、広告およびコンテンツに関する知的財産権を除く）が主催者（またはライセンサー）に帰属することを認め、主催者の明示的な事前書面による同意なしにこれらを使用できない。

②出展社は、自社名、ロゴ、商標、アートワーク、広告、コンテンツ、その他ウェブサイト上の記載内容等（以下、出展社マーク等）に関するすべての知的財産権の法的および実質的所有者（または許諾を受けたラインセンシー）であることを保証し、当該出展社マーク等およびディレクトリ情報が第三者の知的財産権を侵害せず、且つ名誉毀損、誹謗中傷、卑猥・猥褻その他違法な内容を含まないことを保証するものとする。出展社は、上記保証に反したことにより主催者が被ったいかなる損害、逸失利益、評判の毀損、要求、費用について、その理由如何にかかわらず、その全額を賠償することに同意する。

他人の知的財産権等を侵害しているか、または他人の製品の型・デザイン等を模倣した製品の展示の禁止　出展社は、①日本もしくは外国における他人の知的財産権、もしくはその出願を侵害しているか、またはそのおそれがある製品および②本展示会の開始前に既にいずれかの国で展示されたか、または商業的に販売されている他人の製品の型・デザイン、その他の外観を模倣もしくはコピーしたか、またはそのおそれのある製品を、本展示会に展示することはできない。主催者は、出展社に対してなんら責任を負うことなしに、上記①、または②の範囲に属する製品に該当すると主催者が合理的に判断した製品の全部、または一部を本展示会場から撤去し、これら製品を自らが決めた場所に本展示会が終了するまで出展社の費用で保管する権限並びに上記製品を展示していると主催者が合理的に判断した出展社およびその従業員・代理人の本展示会場への入場を拒否し、または本展示会場から排除する権限を有するものとする。ただし、主催者は、そのような行動を取る義務を負わず、および出展社による知的財産権侵害（可能性を含む）に対して一切の責任を負わない。

広告プランおよびオプションサービス・商品プランの利用
出展社は、広告プランおよび/またはオプションサービス・商品プランを申し込み、主催者の承諾を得た場合、これらのプランを利用することができる。

契約解約・プラン変更
①展示小間の解約　出展社の展示小間契約の解約は、書面によって行うものとする。契約展示小間全部の解約の場合、主催者は展示会開催初日の4カ月前の日前までの解約に対しては展示小間契約書記載の消費税込合計金額の40%、その後の解約に対しては全額を解約料として徴収する。契約展示小間の一部解約の場合、主催者は上記の日までの解約に対しては解約した展示小間についての消費税込小間料金の40%、その後の解約に対しては全額を解約料として徴収する。また、契約展示小間全部の解約の場合に限り、申し込んだレンタル装飾、出展社による製品・技術PRセミナー・カンファレンス、広告プラン、オプションサービス、出展社検索サイト掲載、ExpoMasterおよびスポンサープラン等（以下総称して「付随サービス」という。）も自動的に解約されるものとし、付随サービスに係る解約料の算定は、解約通知の時期に応じて、以下各号の規定に従うものとする。ただし、展示小間契約と一体不可分として提供される付随サービスに係る解約料の算定は、以下各号の規定にかかわらず、当該展示小間および当該付随サービスを含めた対価の消費税込合計金額を算定の基礎として行うものとする。主催者は、徴収した解約料に関係なく、解約された展示小間を自由に再割当てする権利を有する。

解約された展示小間が、その後、別の出展社に割当てられた場合でも、また、本契約書による契約が展示会開催初日の4カ月前の日後になされた場合でも、出展社は解約料の支払義務を免除されないものとする。展示会開催初日の2カ月前の日後に展示小間全部、または一部を解約した場合、主催者が必要でないと認めない限り、出展社は「出展要項」に記載されている基礎装飾を行い、展示小間内に人員を1名以上配置しなければならない。

②レンタル装飾の解約　出展社がレンタル装飾を解約する場合は、展示会開催初日の1カ月前までに解約を主催者に書面にて申し出た場合に限り、レンタル装飾の消費税込合計金額の全額が返金される。展示会開催初日の1カ月前の日後の解約に対しては、レンタル装飾の消費税込合計金額の全額を解約料として主催者は徴収する。また、一部のみの解約の場合も同様とする。

③出展社による製品・技術PRセミナーまたはカンファレンスの解約　出展社が出展社による製品・技術PRセミナーまたはカンファレンスを解約する場合は、展示会開催初日の4カ月前までに解約を主催者に書面にて申し出た場合に限り、出展社による製品・技術PRセミナーまたはカンファレンスの消費税込合計金額の60%が返金される。展示会開催初日の4カ月前の日後の解約に対しては、出展社による製品・技術PRセミナーまたはカンファレンスの消費税込合計金額の全額を解約料として主催者は徴収する。また、一部のみの解約の場合も同様とする。

④広告プランおよびオプションサービス・商品プランの解約　出展社が広告プランおよび/またはオプションサービス・商品プランを解約する場合は、展示会開催初日の4カ月前までに解約を主催者に書面にて申し出た場合に限り、広告プランおよび/またはオプションサービス・商品プランの消費税込合計金額の60%が返金される。展示会開催初日の4カ月前の日後の解約に対しては、広告プランおよびオプションサービス・商品プランの消費税込合計金額の全額を解約料として主催者は徴収する。また、一部のみの解約の場合も同様とする。

⑤出展社検索サイト掲載とExpoMasterのプラン変更　出展社が出展社検索サイト掲載またはExpoMasterのプランを変更（ダウングレード）する場合は、展示会開催初日の4カ月前までにその旨を主催者に書面にて申し出た場合に限り、出展社検索サイト掲載またはExpoMasterのプラン変更前後の消費税込合計金額の差額の60%が返金される。展示会開催初日の4カ月前の日後の解約に対しては、出展社検索サイト掲載またはExpoMasterのプラン変更前後の消費税込合計金額の差額全額を主催者は徴収する。

転貸、譲渡、下請け等の禁止　出展社は、主催者の事前の書面による許可がない限り、借り受けた展示小間の全部または一部を、他の企業、団体、個人といった第三者に使用させたり、貸与、移転または譲渡してはならないものとする。また、展示の全部または一部を放棄し、第三者に請け負わせたり、遂行させてはならないものとする。

共同出展　契約の当事者となる出展社が、第三者と共同で出展する場合（以下、共同出展）は、事前に主催者に書面で通知し、主催者の承諾を得なければならない。共同出展を行う出展社は、共同出展する第三者（以下、共同出展社）に対して本契約および本規約と同様の義務を負わせるとともに、共同出展社の一切の行為について主催者に対して責任を負うものとする。

出展の拒否　出展社は、自社の展示が常に主催者が定める本展示会規約を含む本契約に合致するようにしなければならない。主催者は、単独の裁量により、出展社やその代表者、または共同出展社、出展製品が、適用される法律や規則（経済制裁を含むがこれに限定されない）に基づいて本展示会への参加を禁止されている、または主催者に対してリスクをもたらすと合理的に判断された場合、主催者は出展社との契約を拒否する権利を有し、または当該出展社らの出展/入場等を拒否し、排除する権利を有する。理由を明示しない場合といえども、主催者は当該出展社らに対して残余展示日数を基盤として日割計算した展示小間料金の払戻しをする以外は責任を負わないものとする。ただし、出展製品または当該出展社らが、本契約または本展示会規約の違反により、または他の明確な理由によって排除される場合には、展示小間料金は返済されないものとする。出展社らは、主催者と協力し、この条項の遵守を評価するために主催者が要求するすべての合理的な情報を提供しなければならず、主催者の決定は最終的なものとする。

入場の拒否　主催者は、出展社および来場者に対し、本展示会における安全確保のため、またはその他の理由により、主催者の裁量で必要と認めた場合、入場を拒否する権利を有する。

反社会的勢力の排除　主催者は、出展社が暴力、威力や詐欺的手法等を駆使して経済的利益を追求する集団または個人（いわゆる反社会的勢力）に該当する場合、また出展社自らまたは第三者を利用して以下のいずれかに該当する行為をした場合には、催告なく本契約を解除することができる。①暴力的な要求行為　②法的な責任を超えた不当な要求行為
③取引に関して、脅迫的な言動、または暴力を用いる行為　④風説を流布し、偽計または威力を用いて主催者および他出展社の信用を毀損、または業務妨害をする行為　⑤その他前各号に準ずる行為

展示会の中止　本展示会が開催される土地建物が入場に不適当と主催者が判断した場合、または本契約書に基づく本展示会の開催または主催者の契約上の義務の履行が「不可抗力的原因」で妨害されたと主催者が判断した場合には、主催者は本契約書に基づく契約または本展示会（またはその一部）を中止することがある。主催者は「不可抗力的原因」によって生じる遅延、損害、損失、費用の増加、その他の不利な事態については責任を負わないものとする。本項でいう「不可抗力的原因」とは、火災、洪水、風害、疫病、地震、爆発、その他の事故および事件、海岸封鎖、輸出入禁止、悪天候、政府および官公庁、地方公共団体による規制または命令、公敵による行為、暴動または内乱、テロ行為、ストライキ、ロックアウト、ボイコット、その他の労働争議、十分な人員の確保不能、適切な輸送設備の欠乏・損傷または欠陥、さらに、立法的、行政的、司法的、または合意的、違憲的の如何を問わず、国および地方公共団体等の法律、政令、条例、規則、命令、通達、決定による必要物資・器材の入手不能、没収、徴収の場合をいう。なお、主催者は、「不可抗力的原因」によって、本契約書に基づく契約または本展示会（またはその一部）を中止した場合は、展示小間料金の消費税込合計金額の60%の金額を返済し、残額は返済しないものとする。主催者が「不可抗力的原因」によって本展示会を延期した場合、出展社は、展示小間契約を解約して、展示小間料金の消費税込合計金額の60%の金額の返済を受けるか、延期された展示会に出展するかのいずれかを選択できるものとする。なお、主催者は展示小間料金の消費税込合計金額の60%の金額の返済以外の責任を負わない。レンタル装飾については、「不可抗力的原因」によって、中止が決定した場合、主催者は、レンタル装飾の消費税込合計金額の60%の金額を返済し、残額は返済しないものとする。

秘密保持　出展社は、本展示会への出展に際し、本契約の履行に関して知り得た主催者の営業上、技術上および個人情報（以下、併せて秘密情報）を、本契約の履行以外の目的で使用したり、第三者に開示等してはならない。ただし、以下の情報については、この限りではない。①開示時に公知であったもの、②開示時に既に保有していたもの、③開示後に、自己の責に帰さない事由により公知となるか、第三者から正当に入手したもの、④独自に開発したもの

損害責任　主催者および本展示会に関連して主催者に雇用されている、または提携している一切の会社、団体、個人等は、故意または重過失による場合を除き、火災、盗難、その他一切の原因によって、出展社、その従業員や出展社に雇用されている、または提携している一切の会社、団体、個人、公衆、その他の第三者が受ける事故、または傷害を含む一切の損害について、責任を負わないものとする。また、主催者は、出展社の所有物の破損、損失、損害について、いかなる理由によっても責任を負わないものとする。出展社は、その従業員、下請業者、または関係者（出展社に雇用されている、または提携している一切の会社、団体、個人を含む）による不注意、その他の行為により、本展示会の建築物、設備、その他会場内外で生じた一切の損害について、直ちに主催者に対して賠償するものとする。
さらに、主催者は、展示会招待券、展示会ウェブサイト、展示会場案内図、その他のプロモーション用資料等の中に偶発的に生じた誤字、脱字等に関して、一切の責任を負わないものとする。

主催者責任の制限
①本展示会に関連して発生するすべての損失、請求または責任（補償に関するものを含む）について、主催者（その従業員、代理人および下請業者の行為または不作為に対する責任を含む）が出展社に対して負う全財務的責任は、出展社が本展示会に関連して主催者に支払った料金を上限とする。これには、契約、不法行為（過失を含む）、法定義務違反、その他の責任が含まれる。

②主催者は、出展社に対して、出展社のデータの損失または破損、収益および利益の損失、予想される節約の損失、事業の損失、機会の損失、信用または評判の減少、追加の運用および管理費用、その他の財務損失、または間接的または結果的な損失または損害について、合理的に予見可能であったか否かを問わず、一切の責任を負わないものとする。

③主催者は、本展示会への参加者の数やその人口統計的性質について一切の表明または保証を行わず、契約済みの出展社がいかなる理由であれ参加しなかった場合についても一切の責任を負わないものとする。

④主催者は、本展示会における第三者登壇者やスピーカーのプレゼンテーションの内容に関し、いかなる責任も負わないものとする。

⑤前各号にかかわらず、主催者の故意または重過失により死亡または人身傷害が発生した場合、または詐欺的な不実表示等、法律により責任の制限または免除が認められない場合には、本責任制限の適用を受けないものとする。

個人情報の取扱い
①データ処理　本契約に基づき、出展社、主催者いずれかの当事者が他方から受領する「個人データ」は「データ処理追加条項」（https://legal.rxglobal.com/ja-jp/processing-terms.html）により定義され、これに従い処理されるものとする。

②目的の制限　出展社が主催者に提供する個人データは、本展示会の開催に当たって、本契約の履行、管理および運営等のために、国内外の主催者の関連会社、会場、プラットフォーム、および許可された第三者（下請業者等）に提供される場合がある。主催者は、RXプライバシーポリシー（https://privacy.rxglobal.com/ja-ja.html）に基づいて個人データを処理し、出展社やその代表者に対して、本展示会への参加を円滑に進めるために連絡を行うことがある。この連絡には、主催者の本展示会のウェブサイトやプラットフォームへの登録、関連ディレクトリへの掲載、特定のイベント連絡先への紹介やアポイントメントの手配、主催者の類似の商品やサービスのマーケティングが含まれる場合がある。なお、主催者は、出展社が申し込んだ展示会の次のまたは翌年の同じ展示会の開催日を合理的な範囲で出展社に案内することができるものとする。

第三者（展示会への他出展社、参加者等）との交流
出展社は、本展示会における第三者（展示会への他出展社、展示会に関連するゲストや他の来場者を含むがこれらに限定されない）とのやりとり、交渉、商談等の交流に関して、以下の点を理解し、同意するものとする。①当事者間の交流および主催者の非関与：これらの交流は、専ら出展社と当該第三者の当事者間でのみ行われ、主催者はこれらのやりとり、交渉、商談等に一切関与せず、これらの活動に対していかなる形でも責任を負わない。②これらの第三者との交流の結果生じた損害、損失、費用、経費、または責任について、主催者は一切の責任を負わない。
ただし、本展示会の運営に関わる紛争（展示スペース利用、構造物設置、規則の解釈など）については、主催者の裁量により解決が行われることがあり、出展社はその主催者の決定に拘束されるものとする。

特定の紛争の解決
①出展社と本展示会に関するその他の第三者（公式の請負業者、労働組合またはその代表者、または他の出展社、もしくは会場等）との間に紛争や意見の相違がある場合、本展示会の規則に関する主催者の解釈およびその紛争や意見の相違に関する主催者の行動や決定、並びにその解決方法は、出展社に対して拘束力を持つものとする。

②主催者は、本契約に明示的に規定されていない事項に関する対応 方針、解決方法、または判断基準等について、独自の裁量により決定する権限を有するものとし、本契約の解釈、改正および執行方法に関しても、主催者が完全な権限を有するものとする。

制裁
出展社、その代表者、または共同出展社が、主催者の単独の裁量により、適用される法律または規則（経済制裁を含むがこれに限定されない）に基づき本展示会への参加が禁止されていると判断された場合、または主催者に対してリスクをもたらすと合理的に判断された場合、主催者は、出展社との契約を締結しない権利、または出展社に書面で通知することにより本契約を直ちに終了する権利を有するものとする。
出展社は、主催者の要請に応じて、本条の遵守状況を確認するために必要な合理的情報を提供するものとする。
なお、主催者の判断は最終的なものとし、出展社はこれに従うものとする。

準拠法
本契約に関する準拠法は日本法とする。

管轄裁判所
本規約に関する紛争については、東京地方裁判所を第1審の専属的合意管轄裁判所とする。

RX Japan合同会社　〒104-0028 東京都中央区八重洲2-2-1 東京ミッドタウン八重洲 八重洲セントラルタワー11階